

議会第5号議案

大村市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり大村市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和元年12月18日

議会運営委員会委員長 朝 長 英 美

大村市議会議長 伊 川 京 子 殿

(提案理由)

議員の期末手当の支給割合を改定するため、この条例案を提出するものである。

大村市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大村市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年大村市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」に改める。

第2条 大村市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大村市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 新条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の大村市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

大村市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（新旧対照表）（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の167.5、12月に支給する場合においては100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略</p>	<p>(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略</p>

大村市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（新旧対照表）（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略</p>	<p>(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の167.5、12月に支給する場合においては100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略</p>